

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	個人住民税・森林環境税の賦課事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形市は、個人住民税・森林環境税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

山形市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

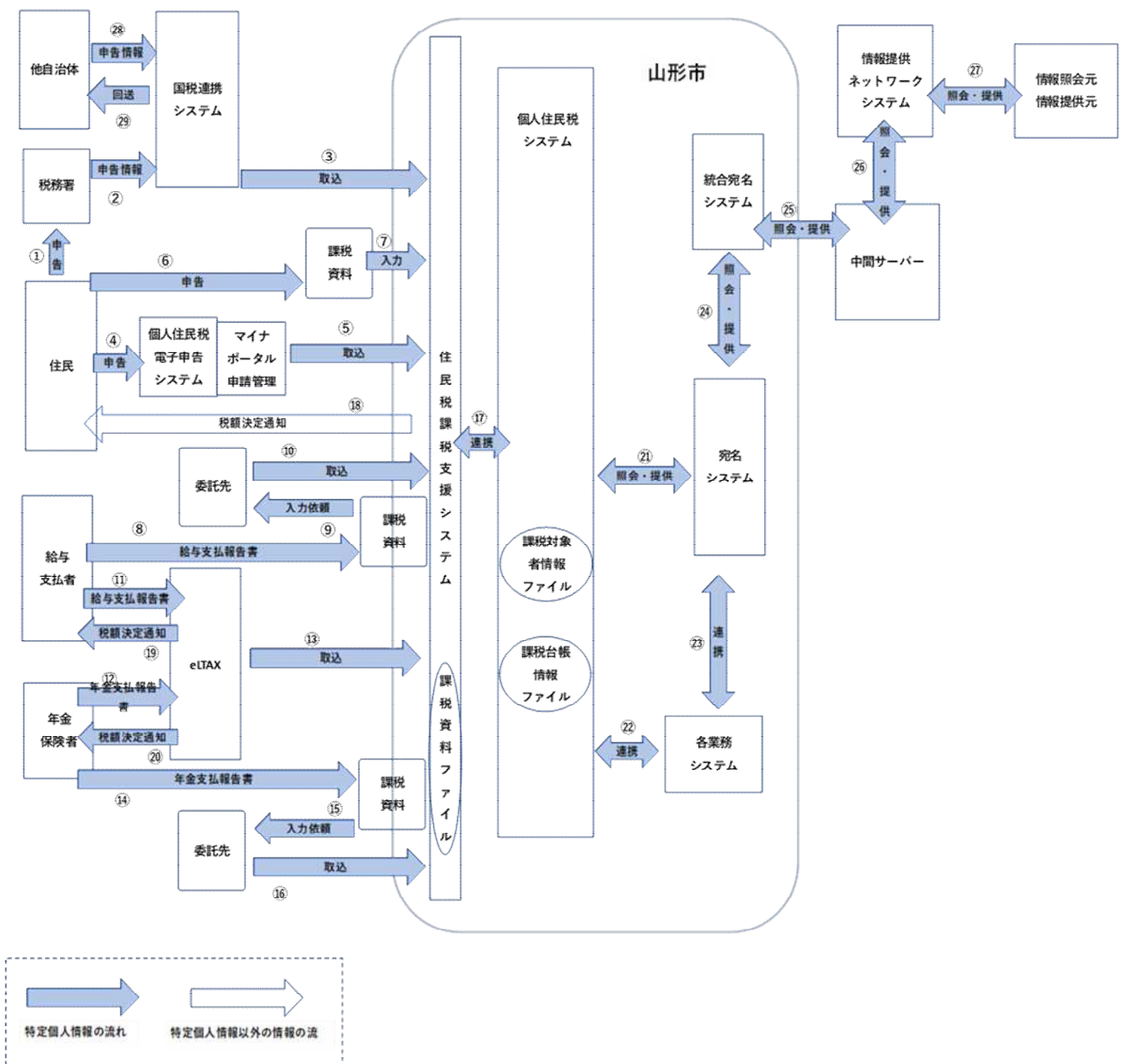
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税・森林環境税の賦課事務		
②事務の内容 ※	・個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から、職権で決定している。 ・個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と、道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。 個人市町村民税および個人道府県民税において、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。 これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」となされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。 ・森林環境税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、賦課・徴収事務を行うものである。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備 ②住民、給与支払者等からの、各種申告資料の受領 ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ④個人住民税の賦課決定・更正等 ⑤住民・給与支払者への納税通知書等の発送 ⑥賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 ⑦他自治体等から山形市への調査に対する回答・山形市から他自治体等への税務調査実施 ⑧山形市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に規定する業務および機関に対する所得情報の提供及び移転		
③対象人数	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	当初課税準備： 納税義務者登録機能 ・対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。 総括表作成機能 ・総括表を作成する。 申告書出力機能 ・課税対象者に対する個人住民税申告書を出力する。 課税資料登録機能 ・納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 当初課税： 当初課税機能 ・申告情報等の各種資料の合算を行い、徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。 扶養否認登録機能 ・扶養対象でないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。 納税管理人登録機能 ・当初課税対象者が死亡となった場合に、納税管理人を確認し登録を行う。 当初通知書作成機能 ・納税義務者宛の当初納税通知書を作成、通知する。 ・みなし課税通知(地方税法第294条第3項)を当該他市町村へ通知する。 みなし課税通知情報登録機能 ・他市町村から送付されたみなし課税通知情報を登録する。 調定表(当初)出力機能 ・当初賦課処理結果を基にした調定表を出力する。 更正： 未申告／修正申告受付登録機能 ・未申告者に対する通知の作成、および未申告者からの申告書、または修正申告書等を受け、登録する。 異動情報受付登録機能(特別徴収者) ・特徴義務者からの異動届出を受け、徴収方法の変更を行う。 減免申請受付登録機能 ・減免の申請を受け、審査結果を登録する。 更正(税額変更)機能 ・修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。 更正通知書作成機能 ・税額変更や徴収方法の変更が発生した者に対する更正通知書を作成、通知する。 調定表(更正)出力機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム ☐ その他 (国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、児童福祉システム、児童手当システム、収納管理システム、滞納管理システム、eLTAX、e-Tax、国税連携システム、eLtax個人住民税電子申告システム、マイナポータル申請管理)
システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
1. 課税対象者情報ファイル、2. 課税資料ファイル、3. 課税台帳情報ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課は個人に対して行うため、課税対象者となる個人を絞った「課税対象者情報ファイル」、賦課の根拠となる、個人の賦課資料である「課税資料ファイル」、課税資料ファイルを基に算定した個人の税額等の情報である「課税台帳ファイル」が必要	
②実現が期待されるメリット	正確な個人の特定を行うことができ、それにより正確な所得・控除の把握、ひいては正確な市県民税の賦課が期待できる。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」） ・第9条第1項別表24項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表：第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173）	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	財政部市民税課	
②所属長の役職名	市民税課長	
8. 他の評価実施機関		

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①④⑥ 住民からの申告書の受付を行う。
- ② 税務署より申告情報が国税連携システムへ入力される。
- ③ 国税連携システムからデータを取り込む。
- ⑤ 個人住民税電子申告システム、マイナポータル申請管理からデータを住民税課税支援システムへ取り込む。
- ⑦ 紙で提出された申告書のデータを入力する。
- ⑧⑪ 給与支払報告書の受付を行う。
- ⑨ 紙で提出された給与支払報告書のデータ入力を委託業者へ依頼する。
- ⑩ 入力された給与支払報告書のデータを住民税課税支援システムへ取り込む。
- ⑫⑭ 年金支払報告書の受付を行う。
- ⑬ eLTAXからデータを住民税課税支援システムへ取り込む。
- ⑮ 紙で提出された年金支払報告書のデータ入力を委託業者へ依頼する。

- ①⑥ 入力された年金支払報告書のデータを住民税課税支援システムへ取り込む。
- ①⑦ 住民税課税支援システムへ取り込まれたデータを個人住民税システムへ連携させ、個人住民税の賦課を行う。
- ①⑧ 住民へ賦課決定した内容に基づき、税額決定通知を送付する。
- ①⑨ 給与支払報告者へ賦課決定した内容に基づき、税額決定通知を送付する。
- ②⑩ 年金保険者へ賦課決定した内容に基づき、税額決定通知を送付する。
- ②⑪②④②⑤②⑥②⑦ 情報提供ネットワークシステムを通して、各システムと連携し、業務に必要な情報の照会と提供を行う。
- ②②②③ 庁内の業務に必要な情報に関して、各業務システムと連携し、情報の提供を行う。
- ②⑧②⑨ 他市在住者の課税資料の回送及び山形市在住者の課税資料受付を他自治体間と行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
1. 課税対象者情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人、および当市に住所を有しない課税対象者、並びにそれらの被扶養者	
その必要性	住民税の適正な課税を行うにあたり、必要範囲の特定個人情報を有する必要がある。	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する ・その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する(以降、宛名番号と表記) ・基本4情報:賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 ・その他住民票関係情報:納税者と配偶者および扶養者との関係を把握するために保有する。 ・地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するための区分を保有する
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	財政部市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）	
③入手の時期・頻度		1月～4月の期間(週1回)	
④入手に係る妥当性		1月1日時点で住民登録のある者が当市での課税対象者となる。遡及して住民異動があるため、当初賦課の期間週1回程度最新の情報を連携させて課税対象者を適正に管理する必要がある	
⑤本人への明示		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている	
⑥使用目的 ※		個人住民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うための課税対象者を管理するため。	
変更の妥当性			
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政部市民税課	
	使用者数	10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者含む)情報の登録(更新)を行う。 ・1月1日現在、住民登録されている者 ・市内に住民票はないが、居住実態のある者	
情報の突合 ※		個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。	
情報の統計分析 ※		課税対象者に係る統計分析は特に行っていない	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		個人住民税の賦課決定	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託しない ☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 委託する	
委託事項1		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ ☐ ☐ ☐	
対象となる本人の数	☐ ☐ ☐ ☐	
対象となる本人の範囲 ※		
その妥当性		
③委託先における取扱者数	☐ ☐ ☐ ☐	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ☐	
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ ☐ ☐ ☐
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		山形市における措置 入退室には入退室管理簿に入室時刻、作業内容等を記入の上、入室用磁気カードを用いて入室し、退室後は管理簿に退室時刻を記入し、磁気カードを返却する。入退室管理を行っているセキュリティロックの部屋に設置したサーバ内に保管する。また、保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に登録されたクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC7017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・保管場所について ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
	②保管期間 期間 [6年以上10年未満] その妥当性	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
③消去方法		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に準拠したデータ暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		

7. 備考

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 課税資料ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人、および当市に住所を有しない課税対象者、並びにそれらの被扶養者
その必要性	住民税の適正な課税を行うにあたり、必要範囲の特定個人情報を有する必要がある
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する ・その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する(以降、宛名番号と表記) ・基本4情報:賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 ・その他住民票関係情報:納税者と配偶者および扶養者との関係を把握するために保有する。 ・地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するための区分を保有する
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財政部市民税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()

②入手方法		☒ 紙 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (電子ファイル(eLTAX、e-TAX、給与支払報告書、eLtax個人住民税申告書等))
③入手の時期・頻度		当初賦課: 1月～4月 月次処理: 随時
④入手に係る妥当性		毎年5月に個人住民税の当初賦課を行い、それに向けた各種課税資料(給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)は4月中までに提出される必要がある。 当初賦課後も、提出漏れや内容の修正等で各種課税資料の提出は随時あるため、都度税額更正を行っている。
⑤本人への明示		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている
⑥使用目的 ※		申告書等に記載された納税義務者および扶養者の個人情報を保持し、申告書の名寄せおよび扶養者の確認に利用する。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政部市民税課
	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 [10人以上50人未満]
⑧使用方法 ※		当初課税 ・申告情報等の各資料の合算を行い、課税台帳を作成する。 更正 ・申告書の訂正、修正申告、減免等により税額の変更がある場合に、申告書・申請書等に記載された個人番号で検索し、修正対象者の特定を行う。
	情報の突合 ※	当初課税 ・申告情報を合算するにあたり、個人番号を利用して各種申告資料の名寄せを実施する。 更正 ・申告書、申請書等に記載された個人番号を利用して、当初課税の際に作成した課税台帳の検索を行い、修正したい情報の正確性を確保している。
	情報の統計分析 ※	課税資料に係る統計分析は特に行っていない
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	個人住民税の賦課決定
⑨使用開始日		平成29年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		賦課資料入力業務	
①委託内容		賦課資料のパンチ入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人、および当市に住所を有しない課税対象者	
	その妥当性	住民税の適正な課税を行うにあたり、必要範囲の特定個人情報を有する必要がある。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他	
⑤委託先名の確認方法		随意契約のため、公開はしていない。	
⑥委託先名		株式会社 YCC情報システム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託は、原則として禁止しているが、事前に委託先から再委託理由、事業者名、業務内容について記載した書類、及び再委託先から業務にあたり受託元と同様の条件を遵守する旨の誓約書を提出させ、再委託の必要性や業務内容等を確認した上で承諾する。	
	⑨再委託事項	賦課資料のパンチ入力	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		提供を行っている (1) 件 移転を行っている () 件 行っていない	
提供先1		市町村長	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	
②提供先における用途		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの(賦課住所地となる他市町村で申告情報を登録するため)	
③提供する情報		地方税関係情報	

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

山形市における措置

入退室には入退室管理簿に入室時刻、作業内容等を記入の上、入室用磁気カードを用いて入室し、退室後は管理簿に退室時刻を記入し、磁気カードを返却する。入退室管理を行っているセキュリティロックの部屋に設置したサーバ内に保管する。また、保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。

中間サーバー・プラットフォームにおける措置

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に登録されたクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC7017、ISO/IEC27018の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満2) 1年3) 2年 4) 3年5) 4年6) 5年 7) 6年以上10年未満8) 10年以上20年未満9) 20年以上 10) 定められていない [6年以上10年未満]
	その妥当性	過去6年までは課税資料の提出により個人住民税の更正が行われる可能性があるため
③消去方法	<山形市における措置> 入退室には入退室管理簿に入室時刻、作業内容等を記入の上、入室用磁気カードを用いて入室し、退室後は管理簿に退室時刻を記入し、磁気カードを返却する。入退室管理を行っているセキュリティロックの部屋に設置したサーバ内に保管する。また、保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に準拠したデータ暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 課税台帳情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人、および本市に住所を有しない課税対象者、並びにそれらの被扶養者
その必要性	住民税の適正な課税を行うにあたり、必要範囲の特定個人情報を有する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
	・個人番号:課税情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 ・地方税関係情報:課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有する
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財政部市民税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()

②入手方法		☒ 紙 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (電子ファイル(eLTAX、e-TAX、給与支払報告書、eLTAX個人住民税申告書等))	
③入手の時期・頻度		当初賦課: 1月～4月 月次処理: 随時	
④入手に係る妥当性		毎年5月に個人住民税の当初賦課を行い、それに向けた各種課税資料(給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書 等)は4月中までに提出される必要がある。 当初賦課後も、提出漏れや内容の修正等で各種課税資料の提出は随時あるため、都度税額更正を行っている。	
⑤本人への明示		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項に規定されている	
⑥使用目的 ※		個人住民税の算出・賦課	
変更の妥当性			
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政部市民税課	
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		①賦課資料に基づく当初課税及び異動更正処理事務 ②所得・控除情報、扶養情報、住登外課税者等の調査・照会事務	
情報の突合 ※		①課税対象者情報と電子データ化した申告書等情報を突合 ②非課税の判定のため、課税対象者情報と生活保護情報を突合	
情報の統計分析 ※		総務省で行う課税状況調べにて課税状況の集計等を行っている	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		個人住民税の賦課決定	
⑨使用開始日		平成29年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託しない () 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	() <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	() <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		
その妥当性		
③委託先における取扱者数	() <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	() <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (57) 件 ☐ 移転を行っている (18) 件 ☐ 行っていない	
提供先1	(別添4) 提供先一覧に記載	
①法令上の根拠	(別添4) 提供先一覧に記載	
②提供先における用途	(別添4) 提供先一覧に記載	
③提供する情報	(別添4) 提供先一覧に記載	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	

⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	(別添4)提供先一覧に記載	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1	(別添5)移転先一覧に記載	
①法令上の根拠	(別添5)移転先一覧に記載	
②移転先における用途	(別添5)移転先一覧に記載	
③移転する情報	(別添5)移転先一覧に記載	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	(別添5)移転先一覧に記載	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	賦課決定・異動更正の都度	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		山形市における措置 入退室には入退室管理簿に入室時刻、作業内容等を記入の上、入室用磁気カードを用いて入室し、退室後は管理簿に退室時刻を記入し、磁気カードを返却する。入退室管理を行っているセキュリティロックの部屋に設置したサーバ内に保管する。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 【保管場所】 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に登録されたクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC7017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・保管場所について ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
	②保管期間 その妥当性	＜選択肢＞ [] 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
③消去方法		山形市における措置 保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 ・消去方法について ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

項目名

1. 課税年度
2. 宛名番号
3. 個人番号/法人番号
4. 氏名
5. 住所
6. 生年月日
7. 性別
8. 世帯番号
9. 続柄
10. 世帯主名
11. 台帳番号
12. 住民区分
13. 消除区分
14. 未申告情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 課税対象者情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	運用における措置 ・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、特に注意をして確認を行っている。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	決められた必要な情報しか連携されないようにシステムで制御している
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	既存住民基本台帳システムより情報の移転を受ける方法のみで行っている
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、当業務における入手の際に本人確認は行うものではない。入手元である住民基本台帳システム担当部署への各種届出の際に本人個人番号カード又は官公庁発行の身分証明書となるもの(運転免許証等)で本人確認を行っているため、そこで本人確認は担保されている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、入手元である住民基本台帳システム担当部署への各種届出の際に本人個人番号カードの提示を受けている
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、庁外ネットワークと分離されたネットワークを使用している
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容		個人住民税システム(宛名管理機能)における措置 ・宛名管理システムにおいては、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		個人住民税システムにおける措置 ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない)また、個人住民税システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・個人住民税システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 個人住民税システムの運用における措置 ・個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないよう適切なアクセス制御を実施している。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法		税務システムを利用する必要がある職員を特定し、利用者個人のID・パスワードを付与し多要素認証を行っている。また、税務システムにアクセスする端末にログインする際には顔認証も必要としている。	
アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法		<発効管理> 職員ごとに業務上必要な権限を特定し、必要最小限の範囲で付与している。 <失効管理> 異動・退職等が発生する都度、権限を見直し、不要となった権限を削除している。	
アクセス権限の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法		担当業務ごとにアクセス権限を個別に付与し、組織改正等のタイミングで見直しを行っている	
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法		ユーザごとに誰の情報を閲覧したか等が作業ログとしてシステムに記録されている	
その他の措置の内容		・外部記録媒体を使用できる機器を限定し、許可のない外部記録媒体を使用できないように制限している ・外部記録媒体の使用の際に使用者・使用日時・返却日時等を記録している	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容		・システムの操作ログを確認できるため必要に応じて操作履歴を解析する ・情報セキュリティ研修を実施している ・税務システムにアクセスする端末に記録媒体の接続の制限がかかっている	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・外部記録媒体を使用できる機器を限定し、許可のない外部記録媒体を使用できないように制限している ・外部記録媒体の使用の際に使用者・使用日時・返却日時等を記録している	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先情報管理体制書の提出及び委託先の訪問監査を実施した。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	特定個人情報取り扱いに関する委託契約取り交わし。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残していない] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	委託契約にて取扱いについて定めている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約上にて再委託先への提供を禁じている。(市の承諾を得た場合の提供も契約上に明記。)	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	必要があれば実施調査を行うとしている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約終了後、速やかに削除することを定めている。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	(個人情報の保護) 受託者及び従事者は、この契約の履行にあたって法令等を遵守するとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法令等、その他当市の個人情報に関する規程及びこの契約の条項を遵守しなければならない。 (秘密の保持) 受託者は、善良な管理者として注意を払う義務を有し、委託業務の処理上、直接または間接的に知り得た事項については、契約期間中及び契約終了後または解除後において、いかなる理由によっても他に漏らしてはならない。 2 受託者は、目的物を第三者に閲覧させ、または貸出、もしくは提供してはならない。 3 受託者は、当市に対し前二項の義務の履行を担保するため、従事者との連署による誓約書を提出しなければならない。 4 受託者は、従事者に対し、事前及び定期的に秘密の保持についての教育を行わなければならない。 (立ち入り検査等) 当市は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況並びに個人情報の保護及び管理状況等について随時に調査し、または報告を求めることができる。 (目的外使用の禁止) 受託者は、個人情報を当市から支持された目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。 (複写及び複製の禁止) 受託者は、当市から指示された場合以外に、個人情報を記録した書類を複写または複製してはならない。 (物品の持ち込み等の禁止) 受託者は、当市の許可を受けた場合を除き、従事者に作業場所への物品の持ち込みまたは作業場所からの物品の持出しをさせてはならない。 (入出力帳票の適正管理) 受託者は、委託業務の履行に際し、入出力帳票の滅失、き損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	再委託は、原則として禁止しているが、事前に再委託理由、事業者名、取扱情報、安全・信頼性の確保、管理監督の方法等を記載した書面を提出させ、再委託に必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。 なお、再委託先にも受託元と同等の守秘義務等が課される。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・委託先の社会的信用と能力を確認するとともに、その記録を残す。 ・作業者を限定するために委託業者の名簿を提出させる。 ・閲覧、更新権限を持つもののアカウント管理を行い、システム上で操作を制限し、操作履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
	具体的な方法	各種情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な特定個人情報の移転の抑止を図っている。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について以下のルールを遵守している 【提供】 特定個人情報等は外部に提供してはならないとしているが、法令に定めがある場合は提供可能としている 【移転】 移転先における情報の利用目的・根拠等の条件について、必要条件を満たしているか確認を行っている	

その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	データの提供を行う際は担当部署から市民税課へ、必要なデータ項目や根拠法令等を明記した申請書を提出してもらい、承認を行ったうえで提供する規定になっている	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバソフトウェアにおける措置〉 ①中間サーバは個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	中間サーバは個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 ①中間サーバは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※) ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で消去することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な説族端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている (※)中間サーバは情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障がい対応等であり、業務上特定個人情報へはアクセスできない	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切なオンライン連携を接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム・情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報提供照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している ②情報提供データベースの管理機能(※)により「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている ②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム・情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している ③中間サーバ・プラットフォームでは特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

⑤物理的対策 具体的な対策の内容	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に登録されたクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC7017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策 具体的な対策の内容	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためセキュリティ評価制度に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業所及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・消去手順 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
⑦バックアップ	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	発生日: 令和8年4月2日 内容: 市の保有する個人情報を扱う委託業務において、受託事業者が保有するファイルサーバーが不正アクセスを受け、個人情報漏えいのおそれが発生した 影響を受けた人数: 56,966人			
	再発防止策の内容	委託先を含めたデータ管理の徹底、不要データの削除確認、監査体制の強化を進めていく 事故に関わる受託事業者に対して個人情報の適切な取扱いの徹底を指導するとともに、原因究明と再発防止策の報告を求める			
⑩死者の個人番号		[保管している]		<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	生存者と情報と同様の方法で保管している。			
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容		課税対象者ファイルの情報は賦課期日時点(1月1日)のものであるため定期的な更新は不要である。遡及で課税対象者となる者の追加等は随時行っている			
リスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順		[定めている]		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	手順の内容	<本市における措置> ①紙媒体について保存期限を設け、保存期間が過ぎたら廃棄している <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がされないよう、クラウド事業者においてNIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去する			
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 課税資料ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	運用における措置 ・賦課期日(1月1日)時点での課税対象者情報に記録のない申告情報については、当該市町村で課税するかどうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地市町村に対して通知する等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。(地方税法第294条) ・課税対象でない場合は、該当市町村を調査した上で、郵送等により該当市町村へ情報を伝達している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・課税資料をパンチ入力する際、パンチ入力する項目をあらかじめ定めて必要な情報のみ取り込まれるようにしている ・電子ファイルの取込の場合、データのファイルレイアウトも定められているのに加え、システムでの取込により所定の情報のみ取り込まれるよう制御されている
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	① 申告書用紙で入手する住民からの申告等情報については、本人確認を行ったうえで賦課の資料となる旨を説明したうえで取得している ② 電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム、eLTAXシステム及びマイナポータル申請管理からLGWANを介して入手している ③ 紙媒体や電子記録媒体で郵送で提出される申告等情報は、市を郵送先として提出されるため詐欺・奪取が行われることはない ④ 申告等の手続きを行う者が地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識したうえで申告書等を提出することとなる ⑤ 特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解したうえで提供を行う ⑥ システムを通じた入手については、操作者の認証を行うとともに認証された操作者の利用可能な機能を制限することにより、不適切な方法での入手を防止している ⑦ アクセスログを保存し、必要に応じて確認する ⑧ 住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申告データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	給与支払報告書：本人からの直接の提出ではなく事業所からの提出であるため提出に際して直接個人番号カードの提示等を受けてはいない。システムへの取込の際に、記載された個人番号とシステムに登録されている個人番号の突合を行う。 年金等支払報告書：本人からの直接の提出ではなく年金支払者からの提出であるため提出に際して直接個人番号カードの提示等を受けてはいない。システムへの取込の際に、記載された個人番号とシステムに登録されている個人番号の突合を行う。 確定申告書・住民税申告書：所持している場合は提出の際にマイナンバーカードの提示を求めて本人確認を行う
個人番号の真正性確認の措置の内容	既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けて保持している個人番号と突合させている

特定個人情報の正確性確保の措置の内容		①入手した情報については窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している ②eTAXシステムは、地方税ポータルセンターで受け付けた情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管する必要がある ③国税連携システムにより取得した情報の正確性については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容		申告書や給与支払報告書の保管について鍵のかかる場所へ保管している。電子データについては外部ネットワークとは分離したネットワークを使用している。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容		個人住民税システム(宛名管理機能)における措置 ・宛名管理システムにおいては、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		個人住民税システムにおける措置 ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない)また、個人住民税システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・個人住民税システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 個人住民税システムの運用における措置 ・個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないよう適切なアクセス制御を実施している。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	税務システムを利用する必要がある職員を特定し、利用者個人のID・パスワードを付与し多要素認証を行っている。また、税務システムにアクセスする端末にログインする際には顔認証も必要としている。	
アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	<発効管理> 職員ごとに業務上必要な権限を特定し、必要最小限の範囲で付与している。 <失効管理> 異動・退職等が発生する都度、権限を見直し、不要となった権限を削除している。	

アクセス権限の管理	☐ 行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	担当業務ごとにアクセス権限を個別に付与し、組織改正等のタイミングで見直しを行っている	
特定個人情報の使用の記録	☐ 記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	ユーザごとに誰の情報を閲覧したか等が作業ログとしてシステムに記録されている	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作ログを確認できるため必要に応じて操作履歴を解析する ・情報セキュリティ研修を実施している ・税務システムにアクセスする端末に記録媒体の接続の制限がかかっている	
リスクへの対策は十分か	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・外部記録媒体を使用できる機器を限定し、許可のない外部記録媒体を使用できないように制限している ・外部記録媒体の使用の際に使用者・使用日時・返却日時等を記録している	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先情報管理体制書の提出及び委託先の訪問監査を実施した。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	☐ 制限している <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	特定個人情報取り扱いに関する委託契約取り交わし。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	☐ 記録を残していない <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	委託契約にて取扱いについて定めている。	
特定個人情報の提供ルール	☐ 定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約上にて再委託先への提供を禁じている。(市の承諾を得た場合の提供も契約上に明記。)	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	必要があれば実施調査を行うとしている。	

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルール内容及び ルール遵守の確認方法	委託契約終了後、速やかに削除することを定めている。		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	(個人情報の保護) 受託者及び従事者は、この契約の履行にあたって法令等を遵守するとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法令等、その他当市の個人情報に関する規程及びこの契約の条項を遵守しなければならない。 (秘密の保持) 受託者は、善良な管理者として注意を払う義務を有し、委託業務の処理上、直接または間接的に知り得た事項については、契約期間中及び契約終了後または解除後において、いかなる理由によっても他に漏らしてはならない。 2 受託者は、目的物を第三者に閲覧させ、または貸出、もしくは提供してはならない。 3 受託者は、当市に対し前二項の義務の履行を担保するため、従事者との連署による誓約書を提出しなければならない。 4 受託者は、従事者に対し、事前及び定期的に秘密の保持についての教育を行わなければならない。 (立ち入り検査等) 当市は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況並びに個人情報の保護及び管理状況等について随時に調査し、または報告を求めることができる。 (目的外使用の禁止) 受託者は、個人情報を当市から支持された目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。 (複写及び複製の禁止) 受託者は、当市から指示された場合以外に、個人情報を記録した書類を複写または複製してはならない。 (物品の持ち込み等の禁止) 受託者は、当市の許可を受けた場合を除き、従事者に作業場所への物品の持込みまたは作業場所からの物品の持出しをさせてはならない。 (入出力帳票の適正管理) 受託者は、委託業務の履行に際し、入出力帳票の滅失、き損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	再委託は、原則として禁止しているが、事前に再委託理由、事業者名、取扱情報、安全・信頼性の確保、管理監督の方法等を記載した書面を提出させ、再委託に必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。 なお、再委託先にも受託元と同等の守秘義務等が課される。		
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
・委託先の社会的信用と能力を確認するとともに、その記録を残す。 ・作業者を限定するために委託業者の名簿を提出させる。 ・閲覧、更新権限を持つもののアカウント管理を行い、システム上で操作を制限し、操作履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。				
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない				
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
	具体的な方法	個人単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な特定個人情報の移転の抑止を図っている。		

特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について以下のルールを遵守している 【提供】 特定個人情報等は外部に提供してはならないとしているが、法令に定めがある場合は提供可能としている 【移転】 移転先における情報の利用目的・根拠等の条件について、必要条件を満たしているか確認を行っている	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な特定個人情報の移転の抑止を図っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	①個人単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な特定個人情報の移転の抑止を図っている ②庁内他課における課税資料ファイルの閲覧については閲覧権限のあるアカウントを制限し、不特定多数が閲覧することはできないようにしている	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法での提供・移転が行われるリスクへの措置 住登外者宛名管理システムと庁内連携システム間のデータの移転は、アクセスを許可された業務システムのみデータを移転することをシステム上制御している。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保している。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 認証できない相手先への提供・移転されないことをシステム上制御している。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク5：不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 3)十分に遵守していない	2)十分に遵守している 4) 政府機関ではない		
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3)十分に整備していない	2)十分に整備している		
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3)十分に整備していない	2)十分に整備している		
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 3)十分に周知していない	2)十分に周知している		

⑤物理的対策 具体的な対策の内容	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 山形市における特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 ・保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に登録されたクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC7017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ・物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策 具体的な対策の内容	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない 【技術的対策】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためセキュリティ評価制度に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業所及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ・技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	発生日: 令和8年4月2日 内容: 市の保有する個人情報を扱う委託業務において、受託事業者が保有するファイルサーバーが不正アクセスを受け、個人情報漏えいのおそれが発生した 影響を受けた人数: 56,966人			
	再発防止策の内容	委託先を含めたデータ管理の徹底、不要データの削除確認、監査体制の強化を進めていく 事故に関わる受託事業者に対して個人情報の適切な取扱いの徹底を指導するとともに、原因究明と再発防止策の報告を求める			
⑩死者の個人番号		[保管している]		<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管、管理を実行している			
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容		課税資料ファイルは提出されたものを積み上げていっており、内容を修正したものが提出された場合でも過去の資料として経過を残しておくものである			
リスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順		[定めている]		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	手順の内容				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

3. 課税台帳情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	運用における措置 ・課税台帳情報ファイルについては、先述の特定個人情報ファイル(課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル)において入手した情報から作成しているため、本項は該当項目に記載されている措置と同等の対策が講じられている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	運用における措置 ・課税台帳情報ファイルについては、先述の特定個人情報ファイル(課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル)において入手した情報から作成しているため、本項は該当項目に記載されている措置と同等の対策が講じられている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	運用における措置 ・課税台帳情報ファイルについては、先述の特定個人情報ファイル(課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル)において入手した情報から作成しているため、本項は該当項目に記載されている措置と同等の対策が講じられている。
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	運用における措置 ・課税台帳情報ファイルについては、先述の特定個人情報ファイル(課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル)において入手した情報から作成しているため、本項は該当項目に記載されている措置と同等の対策が講じられている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けて保持している個人番号と突合させている
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①入手した情報については窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している ②eLTAXシステムは、地方税ポータルセンターで受け付けた情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管する必要がある ③国税連携システムにより取得した情報の正確性については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる ④入手した情報を入力する際には、入力元となった情報と入力結果である帳票を、入力者と異なる職員が確認することで正確性を確保している
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	運用における措置 ・課税台帳情報ファイルについては、先述の特定個人情報ファイル(課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル)において入手した情報から作成しているため、本項は該当項目に記載されている措置と同等の対策が講じられている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	運用における措置 ・課税台帳情報ファイルについては、先述の特定個人情報ファイル(課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル)において入手した情報から作成しているため、本項は該当項目に記載されている措置と同等の対策が講じられている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	運用における措置 ・課税台帳情報ファイルについては、先述の特定個人情報ファイル(課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル)において入手した情報から作成しているため、本項は該当項目に記載されている措置と同等の対策が講じられている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	税務システムを利用する必要がある職員を特定し、利用者個人のID・パスワードを付与し多要素認証を行っている。また、税務システムにアクセスする端末にログインする際には顔認証も必要としている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【発行】利用する情報・権限の種類を担当業務に応じて付与している 【失効】人事異動等によりアクセス権限が不要になった際に速やかに失効させている	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	担当業務ごとにアクセス権限を個別に付与し、組織改正等のタイミングで見直しを行っている	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ユーザごとに誰の情報を閲覧したか等が作業ログとしてシステムに記録されている	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・システムの操作ログを確認できるため必要に応じて操作履歴を解析する ・情報セキュリティ研修を実施している ・税務システムにアクセスする端末に記録媒体の接続の制限がかかっている	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・外部記録媒体を使用できる機器を限定し、許可のない外部記録媒体を使用できないように制限している ・外部記録媒体の使用の際に使用者・使用日時・返却日時等を記録している	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先情報管理体制書の提出及び委託先の訪問監査を実施した。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	特定個人情報取り扱いに関する委託契約取り交わし。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残していない] <選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	委託契約にて取扱いについて定めている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約上にて再委託先への提供を禁じている。(市の承諾を得た場合の提供も契約上に明記。)	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	必要があれば実施調査を行うとしている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約終了後、速やかに削除することを定めている。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		
規定の内容		（個人情報の保護） 受託者及び従事者は、この契約の履行にあたって法令等を遵守するとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法令等、その他当市の個人情報に関する規程及びこの契約の条項を遵守しなければならない。 （秘密の保持） 受託者は、善良な管理者として注意を払う義務を有し、委託業務の処理上、直接または間接的に知り得た事項については、契約期間中及び契約終了後または解除後において、いかなる理由によっても他に漏らしてはならない。 2 受託者は、目的物を第三者に閲覧させ、または貸出、もしくは提供してはならない。 3 受託者は、当市に対し前二項の義務の履行を担保するため、従事者との連署による誓約書を提出しなければならない。 4 受託者は、従事者に対し、事前及び定期的に秘密の保持についての教育を行わなければならない。 （立ち入り検査等） 当市は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況並びに個人情報の保護及び管理状況等について随時に調査し、または報告を求めることができる。 （目的外使用の禁止） 受託者は、個人情報を当市から支持された目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。 （複写及び複製の禁止） 受託者は、当市から指示された場合以外に、個人情報を記録した書類を複写または複製してはならない。 （物品の持ち込み等の禁止） 受託者は、当市の許可を受けた場合を除き、従事者に作業場所への物品の持ち込みまたは作業場所からの物品の持出しをさせてはならない。 （入出力帳票の適正管理） 受託者は、委託業務の履行に際し、入出力帳票の滅失、き損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		
具体的な方法		再委託は、原則として禁止しているが、事前に再委託理由、事業者名、取扱情報、安全・信頼性の確保、管理監督の方法等を記載した書面を提出させ、再委託に必要性や業務内容等を確認したうえで承認する。 なお、再委託先にも受託元と同等の守秘義務等が課される。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・委託先の社会的信用と能力を確認するとともに、その記録を残す。 ・作業者を限定するために委託業者の名簿を提出させる。 ・閲覧、更新権限を持つもののアカウント管理を行い、システム上で操作を制限し、操作履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録		
具体的な方法		個人単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な特定個人情報の移転の抑止を図っている。
特定個人情報の提供・移転に関するルール		
ルール内容及びルール遵守の確認方法		番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について以下のルールを遵守している 【提供】 特定個人情報等は外部に提供してはならないとしているが、法令に定めがある場合は提供可能としている 【移転】 移転先における情報の利用目的・根拠等の条件について、必要条件を満たしているか確認を行っている

その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	①個人単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な特定個人情報の移転の抑止を図っている ②税務システムにおける記録媒体の使用については使用可能な媒体を制限されている	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	①個人単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な特定個人情報の移転の抑止を図っている ②庁内他課における課税資料ファイルの閲覧については閲覧権限のあるアカウントを制限し、不特定多数が閲覧することはできないようにしている	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・不適切な方法での提供・移転が行われるリスクへの措置 住登外者宛名管理システムと庁内連携システム間のデータの移転は、アクセスを許可された業務システムのみデータを移転することをシステム上制御している。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保している。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 認証できない相手先への提供・移転されないことをシステム上制御している。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	山形市における措置 ・情報照会処理は、権限を有する職員のみが実施できるようアクセス権限を設定している。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバソフトウェアにおける措置〉 ①中間サーバは個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	中間サーバは個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 ①中間サーバは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※) ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で消去することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な説教端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている (※) 中間サーバは情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障がい対応等であり、業務上特定個人情報へはアクセスできない	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切なオンライン連携を接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバと既存システム・情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信用線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報提供照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している ②情報提供データベースの管理機能(※)により「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

⑤物理的対策	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	山形市における特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 ・保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に登録されたクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC7017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ・物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策 具体的な対策の内容	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない 【技術的対策】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためセキュリティ評価制度に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業所及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ・技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	発生日:令和8年4月2日 内容:市の保有する個人情報を扱う委託業務において、受託事業者が保有するファイルサーバーが不正アクセスを受け、個人情報漏えいのおそれが発生した 影響を受けた人数:56,966人	
	再発防止策の内容	委託先を含めたデータ管理の徹底、不要データの削除確認、監査体制の強化を進めていく 事故に関わる受託事業者に対して個人情報の適切な取扱いの徹底を指導するとともに、原因究明と再発防止策の報告を求める	
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管、管理を実行している	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容		課税台帳ファイルはその時点で提出されている課税資料をもとに算定した最新の課税情報を保持しているものであるため、古い情報のまま保管されることはない想定	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	<本市における措置> ①紙媒体について保存期限を設け、保存期間が過ぎたら廃棄している <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がされないよう、クラウド事業者においてNIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去する	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<山形市における措置> 情報セキュリティに関する自己点検を年に1回実施する。 特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<山形市における措置> 「情報セキュリティポリシー」及び「山形市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する要領」に基づく監査を定期的または必要に応じて実施する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<山形市における措置> 情報セキュリティに関する自己点検を実施する。 地方公共団体情報システム機構が主催する情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修を各職員が受講する。	
3. その他のリスク対策		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	山形市市民生活部市民相談課 〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25 TEL023-641-1212 内線254
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・追加・削除・利用停止請求を受付している。 山形市公式ホームページ上で個人情報開示請求について案内している
特記事項	
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル
公表場所	https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/johokokai/1007071/1011384.html
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	山形市財政部市民税課 〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25 TEL023-641-1212 内線366
②対応方法	・問い合わせを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。 ・個人情報の保護に関する法令等に従い、適正かつ迅速に対応する。

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

[illegible]

[illegible]